

第 2 期狭山市子ども・子育て支援事業計画策定方針（修正版）

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、5 年を一期として策定するもので、現計画の計画期間が令和元年度末をもって終了となることから、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする第 2 期狭山市子ども・子育て支援事業計画を策定する。

1 基本的な考え方

- (1) 計画の基本理念や計画の基本的な視点、計画の基本方針、施策の体系は第 1 期計画を踏襲し、子ども・子育て支援に関する包括的な計画として策定する。
基本理念：ともに支えあい、元気で安心して子育て・子育てができるまち・さやま
- (2) 第 1 期計画において、地理的条件、人口、交通事情等の社会的状況、教育・保育を提供する施設整備の状況等を勘案し、4 つの教育・保育の提供区域を定めている。第 2 期計画においてもこの 4 区域を引継ぎ、計画を推進していく。
- (3) 第 1 期計画で実施した施策を評価し、新たな課題や視点を取り入れる。
- (4) 第 1 期計画では別に章立てしていた次世代育成支援計画の流れを汲む施策と、教育・保育の量の見込みと提供体制及び地域子ども・子育て支援事業について、章を合わせ更に内容を精査した上、わかりやすい計画を目指す。（別紙 1 参照）
- (5) 推計人口については、狭山市人口ビジョンによる数値と第 2 期計画策定に当たり、改めてコーホート変化率法により算出した数値とを比較検討し使用する。

2 計画の内容について

- (1) 子ども・高齢者・障害者などすべての人を分け隔てなく、包括的かつ総合的に支援し、支える側と支えられる側に別れるのではなく、地域住民が役割をもち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められている。
子ども・子育て計画では、妊娠期から学童期まで、利用者視点の観点から切れ目のない支援を包括的に実施できるよう「教育・保育の提供区域」の 4 つの区域に、公立保育所を中心とした子育て支援拠点等の整備について検討していく。子育て中の方の身近な地域に整備することにより、市・市民・事業者等が協働で子育てを支援できるしくみをめざしていく。
- (2) 既存の公立保育所の位置づけを明確化し、今後の幼年人口等の動向を見極め、運営方針等を検討していく。
- (3) 第 2 期計画の策定にあたり、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成 26 年 1 月）、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 平成 31 年 4 月 23 日）及び第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定基本指針（7 月中を目途に改正）を活

用し適切な見直し作業を行う。

※ 策定基本指針の改正では、①育児教育・保育の質の向上に資するよう、専門性を有する指導主事・アドバイザーの配置・確保、②預かり保育の利用希望に対応できる量を適切に見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引き下げも含め検討すること、③国際化の進展に伴い、円滑な教育・保育等の利用が出来るよう、保護者・施設に対し必要な支援を行うことなどが検討されている。

- (4) 第2期計画では、次世代育成支援行動計画・自立促進計画（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画）・母子保健計画の他に、子どもの貧困対策推進計画の要素も含むものとして計画策定を進める。
- (5) 第2期計画の策定にあたり、子育て家庭を対象に平成30年12月に実施したニーズ調査（アンケート調査）や、県が実施した子どもの生活に関する調査結果を分析し計画に反映する。
- (6) 市民から子ども・子育て会議委員を募るなど、市民の声を反映した計画を策定する。

3 諸計画との関係

狭山市総合振興計画を上位計画とし整合を図るとともに、関連計画である狭山市地域福祉推進計画、狭山市障害者福祉プラン、健康日本21狭山市計画・狭山市食育推進計画、狭山市男女共同参画プラン及び狭山市教育振興基本計画などとも整合を図る。

4 計画策定スケジュール

別紙2のとおり